**農作物生殖質資源管理規則**

（2003年7月8日農業部令第30号にて公布、2004年7月1日農業部令第38号、2022年1月7日農業農村部令2022年第1号にて改定）

第一章　総則

第一条　農作物生殖質資源の保護を強化し、農作物生殖質資源の交流と利用を促進するため、『中華人民共和国種子法』（以下『種子法』という）の規定に基づき、本規則を制定する。

第二条　中華人民共和国の国内で農作物生殖質資源の収集、整理、鑑定、登録、保存、交流、利用と管理などの活動に従事する場合、本規則を適用する。

第三条　本規則にいう農作物生殖質資源とは、農作物の新品種を選抜育種する上での基礎材料であり、農作物の栽培種、野生種と絶滅のおそれのある希少種の繁殖材料、および上記繁殖材料を利用して人工的に作り出した各種遺伝材料を含み、その形態は果実、種子、苗、根、茎、葉、芽、花、組織、細胞とDNA、DNA断片および遺伝子など生命を持つ物質材料を含む。

第四条　農業農村部は、国家農作物生殖質資源委員会を設立し、国家農作物生殖質資源発展戦略と方針政策を検討、提出し、全国の農作物生殖質資源の管理業務を調整する。委員会事務局は農業農村部種植業管理司に設けられ、委員会の日常業務を担当する。

各省、自治区、直轄市の農業農村主管部門は、必要に応じて相応の農作物生殖質資源管理組織を決定することができる。

第五条　農作物生殖質資源業務は、公益事業に該当し、国および地方政府の関連部門が措置を講じ、農作物生殖質資源業務の安定と財源を保証するものとする。

第六条　国は農作物生殖質資源の収集、整理、鑑定、登録、保存、交流、導入、利用と管理過程において、めざましい成績を上げた組織や個人を表彰し、褒賞を与える。

第二章　農作物生殖質資源の収集

第七条　国は、農作物生殖質資源の全数検査、重点調査と収集業務を計画的に手配する。工事建設、環境変化などの状況が農作物生殖質資源の絶滅を引き起こす可能性がある場合、速やかに救出、収集を手配するものとする。

第八条　国家重点保護野生植物リストに掲載された野生種、野生近縁種、絶滅のおそれのある希少種と保護区、保護地、生殖質資源圃場内の農作物生殖質資源の採集または伐採を禁止する。

科学研究など特殊な状況により国家重点保護野生植物リストに掲載された野生種、野生近縁種、絶滅のおそれのある希少種の生殖質資源を採集または伐採する必要がある場合、国務院および農業農村部の野生植物管理の関連規定に基づき、審査承認手続きを行うものとする。保護区、保護地、生殖質資源圃場内の生殖質資源を採集または伐採する必要がある場合、当該保護区、保護地、生殖質資源圃場を整備した農業農村主管部門の承認を得るものとする。

第九条　農作物生殖質資源の採集数量は、原始個体群の遺伝完全性およびその正常な生長に影響しないことを基準にするものとする。

第十条　承認を得ていない場合、国外の人員は中国国内で農作物生殖質資源を採集してはならない。国内外の科学者が我が国の農作物生殖質資源を合同で調査する場合、6カ月前までに農業農村部に承認を申請するものとする。

採集した農作物生殖質資源を国外に持ち出す必要がある場合、本規則の規定に基づき、農作物生殖質資源の対外提供の審査承認手続きを行うものとする。

第十一条　生殖質資源の収集では原始記録を作成し、材料の名称、基本的な特徴・特性、採集地点と時間、採集数量、採集者などを詳しく記載するものとする。

第十二条　収集した全農作物生殖質資源およびその原始記録は、国家ジーンバンクに送り、登録、保存するものとする。

第十三条　品種査定を申請する組織と個人は、適量の繁殖材料（交配親の繁殖材料を含む）を国家ジーンバンクに提出し、登録、保存するものとする。

第十四条　組織や個人が、国が登録、保存していない生殖質資源を保有している場合、国家ジーンバンクに送り、登録、保存する義務を有する。

当事者は、生殖質資源を地元の農業農村主管部門または農業科学研究機関に送ることができ、地方の農業農村主管部門または農業科学研究機関は、受け取った生殖質資源を国家ジーンバンクに速やかに送り、登録、保存するものとする。

第三章　農作物生殖質資源の鑑定、登記と保存

第十五条　収集したすべての農作物生殖質資源について、植物分類学と主要農業形質の鑑定を行うものとする。

農作物生殖質資源の鑑定は、国の統一基準制度を実行し、具体的な基準は農業農村部が国家農作物生殖質資源委員会の提言に基づき、制定と公布を行う。

農作物生殖質資源の登録は、統一番号制度を実行し、いかなる組織や個人も国家統一番号や名称を変更してはならない。

第十六条　農作物生殖質資源の保存は、生息域内保全と生息域外保全を組み合わせた制度を実行する。生息域内保全は、農作物生殖質資源保護区と保護地の構築を含み、生息域外保全は各種別のジーンバンク、生殖質資源圃場および管内シードリングバンクの構築を含む。

第十七条　農業農村部は、農業植物多様性センター、重要農作物野生種および野生近縁植物自生地およびその他農業野生資源が豊富なエリアにおいて、農作物生殖質資源保護区または保護地を構築する。

第十八条　農業農村部は、長期ジーンバンクおよびその予備バンク、中期ジーンバンク、生殖質資源圃場および管内シードリングバンクを含む国家農作物ジーンバンクを構築する。

長期ジーンバンクは、全国の農作物生殖質資源の長期保存を担う。予備バンクは、長期ジーンバンクに貯蔵する生殖質資源のバックアップを担う。中期ジーンバンクは生殖質資源の中期保存、特性鑑定、繁殖と配布を担う。生殖質資源圃場および管内シードリングバンクは、無性繁殖作物および多年生作物の生殖質資源の保存、特性鑑定、繁殖と配布を担う。

国と地方の関係部門は措置を講じ、国家ジーンバンクの正常な運営と生殖質資源の安全を保障するものとする。

第十九条　各省、自治区、直轄市の農業農村主管部門は、必要に応じて地元の農作物生殖質資源保護区、保護地、生殖質資源圃場と中期ジーンバンクを構築する。

第四章　農作物生殖質資源の繁殖と利用

第二十条　国は、組織と個人が農作物生殖質資源の研究とイノベーションに取り組むことを奨励する。

第二十一条　国家長期ジーンバンクが保存する生殖質資源は、国家戦略資源にあたり、農業農村部の承認を得ることなくいかなる組織や個人も使用してはならない。

国家中期ジーンバンクに保存する生殖質資源が絶滅したため、国家長期ジーンバンクから資源を取得して繁殖を行う必要がある場合は、農業農村部に審査承認を申請するものとする。

国家長期ジーンバンクは、在庫生殖質資源を定期的に検査するものとし、在庫生殖質資源の活性が低下している、または数量が減少し、生殖質資源の安全が影響を受ける場合、速やかに繁殖して補充するものとする。

第二十二条　国家中期ジーンバンクは、在庫生殖質資源の定期的な繁殖と更新を行い、在庫生殖質資源の活性と数量を保証するものとする。国家生殖質資源圃場は、圃場で保存する生殖質資源の更新と活性化を定期的に行い、圃場で保存する生殖質資源の生育能を保証するものとする。国の関係部門は、その繁殖更新費用を保障するものとする。

第二十三条　農業農村部は、国家農作物生殖質資源委員会の提言に基づき、利用に供することができる農作物生殖質資源目録を定期的に公布するとともに、優れた生殖質資源を選出して推奨する。

科学研究と育種の必要により、目録内の農作物生殖質資源を必要とする組織や個人は、国家中期ジーンバンク、生殖質資源圃場に申請を出すことができる。国家中期ジーンバンク、生殖質資源圃場の生殖質資源提供条件に適合する場合、国家中期ジーンバンク、生殖質資源圃場は、申請者に適量の生殖質資源材料を速やかに無償提供するものとする。費用を徴収する必要がある場合、資源の繁殖などで必要とされる最低コストを上回ってはならない。

第二十四条　国から入手した生殖質資源は、新品種保護やその他知的財産権を直接申請してはならない。

第二十五条　国家中期ジーンバンク、生殖質資源圃場から生殖質資源を入手した組織や個人は、国家中期ジーンバンク、生殖質資源圃場に生殖質資源の利用情報を速やかにフィードバックするものとし、情報をフィードバックしなかった場合、国家中期ジーンバンク、生殖質資源圃場は当該当事者への生殖質資源の提供を停止する権利を有する。

国家中期ジーンバンク、生殖質資源圃場は、国家農作物生殖質資源委員会事務局に生殖質資源の提供および利用状況を定期的に報告するものとする。

第二十六条　各省、自治区、直轄市の農業農村主管部門は、本規則と地元の実際の状況に基づき、地元の農作物生殖質資源の提供および利用規則を制定することができる。

第五章　農作物生殖質資源の国際交流

第二十七条　国は、農作物生殖質資源に対する主権を享有し、組織や個人が国外に生殖質資源を提供する場合、いずれも所在地の省、自治区、直轄市の農業農村主管部門の審査を受け、農業農村部に審査承認を申請するものとする。

第二十八条　農作物生殖質資源の対外提供については分類管理制度を実行し、農業農村部は分類管理目録を定期的に改定する。

第二十九条　農作物生殖質資源の対外提供は、以下の手順に従って進める。

（一）生殖質資源を対外提供する組織や個人は、規定の書式と要件に従って『農作物生殖質資源対外提供申請書』（付属文書一を参照のこと）を作成し、生殖質資源の対外提供についての説明を提出し、農業農村部に申請を出す。

（二）農業農村部は、審査意見を受け取った日から20日内に審査承認の決定を行うものとする。審査承認に合格した場合、『農作物生殖質資源対外提供許可証』（付属文書二を参照のこと）を発行し、「農業農村部農作物生殖質資源対外提供審査承認専用印」を押捺する。

（三）生殖質資源を対外提供する組織や個人は、『農作物生殖質資源対外提供許可証』を持参し、検疫機関にて検疫審査承認手続きを行う。

（四）『農作物生殖質資源対外提供許可証』と検疫通関証明は、通関許可の根拠となる。

第三十条　対外協力プロジェクトに農作物生殖質資源の交流が含まれる場合、提携契約の締結に先立ち、農作物生殖質資源対外提供の審査承認手続きを行うものとする。

第三十一条　国は、組織や個人が国外から農作物生殖質資源を導入することを奨励する。

第三十二条　国外から新種を導入する場合、科学的論証を行い、有効な措置を講じ、もたらされる可能性がある生態被害と環境被害を防止するものとする。導入に先立ち、農業農村部に承認を申請し、導入後は1繁殖周期以上の隔離栽培を行い、評価を経て確実に安全であり、利用価値があることが証明されなければ、分散栽培を行うことはできない。

第三十三条　組織や個人が国外から生殖質資源を導入する場合、関係する植物検疫の法律、行政法規の規定に基づき、植物検疫手続きを行うものとする。導入した生殖質資源は、隔離して試植し、植物検疫機関の検疫を経て危険な病気、虫や雑草が確かに存在しないと証明されなければ、分散栽培を行うことはできない。

第三十四条　国は、品種導入統一登録制度を実行する。品種を導入する組織や個人は、導入する生殖質資源の入国日から1年内に国家農作物生殖質資源委員会事務局に申告、届出を行うとともに、適量の生殖質資源材料を添え、国家ジーンバンクの保存に供するものとする。

当事者は、品種導入の情報と生殖質資源を地元の農業農村主管部門または農業科学研究機関に提出することができ、地方農業農村主管部門または農業科学研究機関は国家農作物生殖質資源委員会事務局に速やかに申告、届出を行うとともに、受け取った生殖質資源を送付し、国家ジーンバンクにて保存する。

第三十五条　導入した生殖質資源は、国家農作物生殖質資源委員会が番号と訳名を統一し、いかなる組織や個人も国の品種導入番号と訳名を変更してはならない。

第六章　農作物生殖質資源の情報管理

第三十六条　国家農作物生殖質資源委員会事務局は、生殖質資源の収集、鑑定、保存、利用、国際交流などの動的情報を含む農作物生殖質資源の情報管理業務を強化するものとし、関係部門のために情報サービスを提供し、国の生殖質資源の情報セキュリティを保護するものとする。

第三十七条　農作物生殖質資源の収集、鑑定、保存、登録などの業務を担当する組織は、国家農作物生殖質資源委員会事務局に関連情報を提供する義務を有し、生殖質資源情報の共有を保障する。

第七章　罰則

第三十八条　本規則の規定に違反し、承認を得ることなく国が重点保護する天然生殖質資源を無断で採集または伐採した場合、『種子法』第八十一条の規定に照らして処罰する。

第三十九条　本規則の規定に違反し、承認を得ることなく国家長期ジーンバンクに貯蔵する生殖質資源を使用した場合、直接的に責任を負う担当者とその他直接の責任者に対し、法により行政処分を科す。

第四十条　本規則の規定に違反し、承認を得ることなく生殖質資源を国外に提供した、または国外から導入した場合、『種子法』第八十二条の規定に照らして処罰する。

第四十一条　本規則の規定に違反し、農業農村主管部門または農業科学研究機関が組織または個人から受け取った国の未登録の生殖質資源および国外から品種導入した生殖質資源を、速やかに国家ジーンバンクに送付して保存しなかった場合、または国外の生殖質資源を導入しながら申告、届出を行わなかった場合、所属組織または上位の主管部門が是正を命じ、直接的に責を負う担当者とその他直接の責任者に対し、法により行政処分を科すことができる。

第八章　付則

第四十二条　国内外の科学者が合同調査する農作物生殖質資源、対外提供する農作物生殖質資源、および国外から導入する農作物生殖質資源は、国家重点保護野生植物リストに掲載する野生種、野生近縁種、絶滅のおそれのある希少種に該当し、本規則に従って審査承認手続きを行うほか、『野生植物保護条例』、『農業野生植物保護規則』の規定に照らし、関係する審査承認手続きをさらに行うものとする。

第四十三条　本規則は2003年10月1日より施行する。1997年3月28日に農業部が公布した『輸出入農作物種子（種苗）管理暫定規則』の生殖質資源の輸出入管理に関する内容は、同時に廃止する。